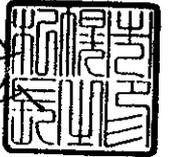


札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第40号

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(令和5年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。